

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

大磯町手数料条例（平成 12 年大磯町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書を削る。

別表第 1 土地・建物に関する証明書の交付の項を次のように改める。

評価に関する証明書の交付	1 件につき 300円 ただし、土地の筆数と建物の棟数との合計が 5 つまでを 1 件とする。
公課に関する証明書の交付	1 件につき 300円 ただし、土地の筆数と建物の棟数との合計が 5 つまでを 1 件とする。

別表第 1 住民基本台帳法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定に基づく住民票の写しの交付の項手数料の欄中ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する。

平成 24 年 6 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄